



高知県立消費生活センター

地域見守り情報

住宅工事の契約に関する相談が寄せられています！

住宅の新築工事やリフォーム工事の契約に関する相談が当センターに寄せられています。

【県内事例①】

自宅の外壁塗装や修繕を業者に依頼。工事は終了したが、塗り残し箇所が多く再三指摘して補修してもらった。その他の工事内容にも不満があり、納得できない。工事契約については、見積書はあるが契約書は取交わしていない。どこに相談すればよいか。

(60代 女性)

【県内事例②】

新築住宅の周辺整備工事を業者に依頼したが、よく知っている人であったため契約書を交わさず口頭で契約した。見積書はもらえていなかったが、予算内で抑えるよう伝えていた。しかし、工事完了後、予算を大幅に超える請求をされたため、納得できないので支払いできないと主張したが減額には応じてもらえず、全額支払わなければ訴訟を起こすと言われた。対処法は。

(50代 男性)

【県内事例③】

4月中旬に、業者Aと自宅トイレの便器の取替工事を30数万円で契約した。着工は6月ごろの予定なので、他業者の工事代金を知りたいと思いインターネットで数社を調べたところ、Aより半額近く安かったため、相場より高額で契約させられたのではないかと不信感を抱いた。クーリング・オフ期間は過ぎているが、今から解約した場合、どのような費用負担が発生するのか知りたい。

(70代 男性)

アドバイス

1. 建設工事の請負契約を結ぶ当事者は、工事を行う前に契約書を作成し、お互いに書面を交付する義務があります。契約書がなくても契約自体は成立しますが、知り合いだからといって口頭だけの契約はせず、トラブルを回避するために必ず書面を取交わすようにしましょう。
2. 契約内容（工事内容、請負代金、施工範囲等）はあらかじめ書面で明確にしておきましょう。
3. 相見積もりは必ず複数の業者から取り、内容を検討し納得してから契約するようにしましょう。
4. トラブルに遭った時にはすぐに消費生活センター等に相談してください。（消費者ホットライン「188（いやや）」番で最寄りの消費生活センター等につながります。）



よく確認！